

## 「ご契約の手引き 定款・約款」変更のお知らせ

「ご契約の手引き 定款・約款」に記載しております内容が一部変更となりました。

つきましては、変更点をお知らせしますので、誠に恐縮ですが、「ご契約の手引き 定款・約款」とともにご一読のうえ、保管いただきますようお願いいたします。

### I. 変更対象商品

- ①勤労者財産形成貯蓄積立保険
- ②財形住宅貯蓄積立保険
- ③財形年金積立保険

### II. 変更内容

#### 約款(2021年5月)

「新型コロナウイルス感染症」の位置づけが「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更されたことに伴い、以下のとおり約款を変更しました。  
(※赤字部分が変更箇所)

#### 《変更箇所》

- ①勤労者財産形成貯蓄積立保険普通保険約款  
「別表3 感染症」について (56ページ)
- ②財形住宅貯蓄積立保険普通保険約款  
「別表3 感染症」について (62ページ)
- ③財形年金積立保険普通保険約款  
「別表4 感染症」について (83ページ)

※変更箇所の記載内容については、全商品とも同様の変更内容となりますが、対象となる別表が、③財形年金積立保険のみが、「別表4」となりますのでご注意ください。

#### 《変更後の別表について》

##### 別表3 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフス A	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04

(注) **新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。))である感染症をいいます。)**は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項、第7項第3号または第8項の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

#### 定款(2020年9月)

附則の条文に関し、現在記載されております附則の第3条「本社の所在地に関する効力発生日」については、本社の四谷への移転により当該条文を削除します。よって、定款の附則は以下のとおりとなります。

#### 《変更箇所》

- ①勤労者財産形成貯蓄積立保険普通保険約款  
「定款」(37、38ページ)
- ②財形住宅貯蓄積立保険普通保険約款  
「定款」(43ページ)
- ③財形年金積立保険普通保険約款  
「定款」(55ページ)

#### 《変更後の附則について》

##### 第1条 平成27年度の基金の拠出者の権利に関する事項


- 平成27年度の基金の拠出者に対しては、第7条第1項の基金の償却を、保険業法第55条第2項の範囲内で、基金拠出契約後10年経過後の償却期限の到来日までに行う。
- 本条は、前項の基金の償却の時をもって自動的に削除する。この場合において、次条を自動的に繰り上げる。

##### 第2条 平成28年度の基金の拠出者の権利に関する事項

- 平成28年度の基金の拠出者に対しては、第7条第1項の基金の償却を、保険業法第55条第2項の範囲内で、基金拠出契約後10年経過後の償却期限の到来日までに行う。
- 本条は、前項の基金の償却の時をもって自動的に削除する。

財形に関するお問い合わせやお手続きは下記のフリーダイヤルをご利用ください。

多摩本社：〒206-8611 東京都多摩市鶴牧1-2-3

 0120-330-323

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00

(但し、祝日、年末年始を除く)

 **朝日生命保険相互会社**

2021年5月作成

ホームページアドレス：<https://www.asahi-life.co.jp>